

公共下水道事業への 地方公営企業法適用について

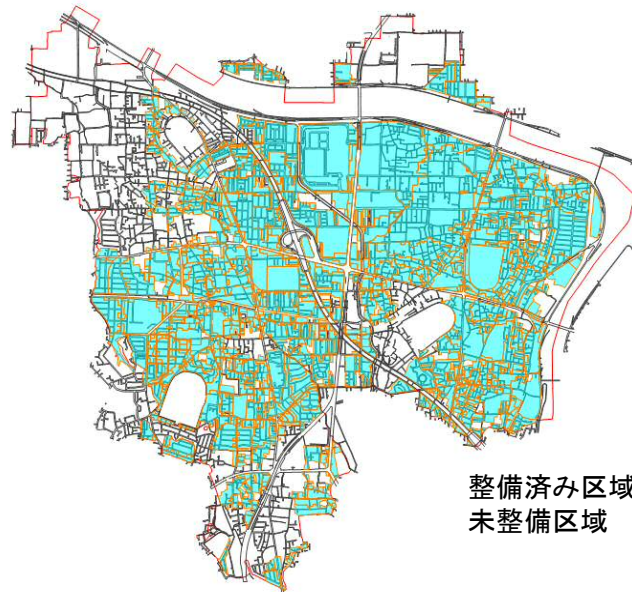
平成31年4月1日

藤井寺市都市整備部下水道総務課

藤井寺市公共下水道事業について

本市の公共下水道事業は昭和47年度に雨水整備から開始し、翌昭和48年度から汚水整備に着手しました。その後、昭和61年度に供用開始を行い、大井地区より下水道の使用が可能となりました。また、昭和63年には小山雨水ポンプ場が完成し、続く平成11年には北條雨水ポンプ場が完成し、浸水対策に大きく寄与しました。同年には汚水整備率が50%を超え、市内のおよそ半分に下水道が整備されました。

そして現在、下水道事業開始より47年が経過し、下水道の整備率は平成29年度末で79.4%となりました。まだまだ未整備地区を残しており、今後も継続して整備を行っていかなくてはならない中、老朽化する施設の維持管理にも取り組んでいかなくてはなりません。



- 整備済区域内面積 542.58ha
- 整備済区域内人口 51,694人
- 整備済人口普及率 79.4%

※H29年度末普及率調書より

特別会計から企業会計へ

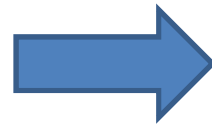
本市公共下水道事業は昭和56年度から特別会計を設置し、一般会計と区分して会計を行ってまいりましたが、特別会計にあっては現金の入出のみを記録する現金主義・単式簿記による会計であり、詳細な経済活動等を容易に把握することができません。

そのため、経営基盤の強化・改善を目的として、地方公営企業法の適用を行います。地方公営企業法の適用を行うことで会計方式が企業会計方式となり、発生主義・複式簿記で会計を行うこととなります。

特別会計(～H30年度)

- 地方自治法第209条第2項 特定の歳入を持って特定の歳出に充て、区分して経理する必要がある場合条例で設置することができる。
- 現金主義・単式簿記で会計を行います。

昭和56年4月1日設置



企業会計(H31年度～)

- 地方財政上、地方公営企業法の全部または一部の適用を受ける公営企業の会計のこと。本市では水道事業及び病院事業が企業会計です。
- 発生主義・複式簿記で会計を行います。

平成31年4月1日設置

会計制度について

現金主義会計

現金主義会計とは、現金の入出(歳入・歳出)によって会計状況を把握するものです。

この会計方式では、現金を伴う取引のみを記録することで、シンプルで分かりやすく、明確な決算書が作成可能です。しかし、下水管渠やポンプ施設のように、長期にわたり使用する資産については、支払いがあった年度にその金額が記録されるのみで、資産の現状が把握しづらいといったデメリットがあります。

区分	金額	備考
13 委託料	85,600	測量、設計等委託料 27,100 調査委託料 58,500
15 工事請負費	211,000	工事請負費 211,000
19 補償費	191,600	補償金 191,600

ストックとフローの概念による決算書類の細分化

ストック・・・これまでの経済活動によって積み重ねられた資産や負債を表します。現在の資産価値や、負債とのバランスを把握することができます。

フロー・・・決算年度の期間内における経済活動を記録します。その事業の収益と収益を得るにあたって要したコストを把握することができます。

発生主義会計

発生主義会計とは、費用と収益を経済取引が発生したタイミングで計上するものです。たとえば、下水道管の敷設を行った場合、現金主義では、工事代金の支払年度だけ費用が多く発生することになります。それに対して、発生主義の場合、支払いはその時限りであっても、後年度に減価償却費として費用計上することとなるので、適正な期間損益を把握することができます。また、資産の現況についても把握が容易となります。

貸借対照表(BS)			
資産		負債	
有形固定資産	2,468,100	地方債	1,800,000
うち管渠	1,955,700	長期前受金	330,000
うち機械	512,400		
現金預金	705,300		
		資本	
		資本金	1,043,400

損益計算書(PL)			
収益		費用	
下水道使用料	6,468,100	減価償却費	1,800,000
各種手数料	100,300	職員人件費	500,000
		各種委託料	3,000,000
		雑益	1,268,400